

寄附で拡幅整備工事を行う際の一般的な流れ

※後退後の道路形態は、既存道路の勾配などにより、整備内容が異なります。整備後の構造などご希望に添えない場合があります。

※区で測量する前の分筆、整備工事の時期等、全体の計画については担当者と打ち合わせてください。

■対象地の分筆登記、境界（官民、民民）の確定、抵当権の抹消については、所有者等のご負担となります。

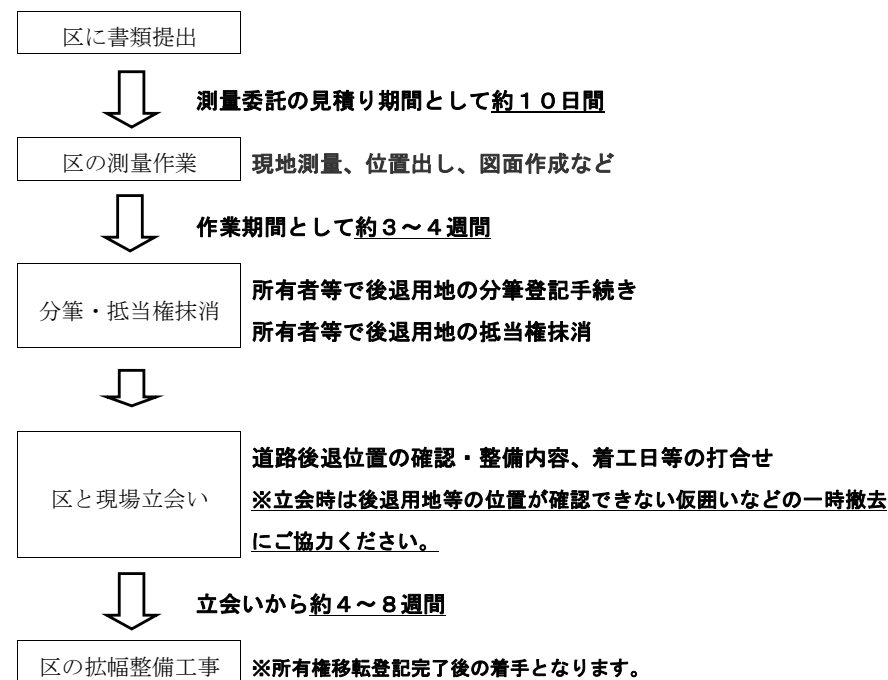
ただし、区へ分筆登記を依頼される場合で、令和7年6月30日（月）までに協議済通知書を交付しかつ令和7年11月28日（金）までに必要書類を提出された場合は、この限りではありません。

外構工事着工予定の3ヶ月前に以下の書類を提出してください。

※ 外構工事着工直前の提出ではご希望の時期に拡幅整備を行えません。ご注意ください。
現地の状況や近隣との調整、工事の混み具合、予算の関係等により、拡幅整備工事着手を3ヶ月を超えてお待ちいただく場合がございます。

1. 道路敷地寄附申出書（第4号様式）（押印は実印。）
2. 登記原因証明情報兼登記承諾書（押印は実印。）
3. 印鑑登録証明書（2通）（発行3ヶ月以内）
※法人の場合は法人番号がわかる書類が添付されていれば1通でよい。
4. 資格証明書（1通）（法人の場合）（発行3ヶ月以内）
5. 寄附による拡幅整備工事記載内容、提出物、工事確認リスト
※内容の確認及び必要事項を記入し提出して下さい。
6. 公図（発行3ヶ月以内、写し可）
7. 土地登記事項証明書（原本）
8. その他担当から指示があった書類（ ）

拡幅整備工事の一般的な流れ



注意事項

- ※ 既設標示物(杭、みかげ石、プレート等)の復旧位置が、拡幅整備後に道路上となる場合は、原則、**鎮などで復旧させていただきます。**
- ※ 区の測量作業後に標示物を新設された場合、区での復元はできません。
- ※ 道路後退部分の塀（共有塀含む）、塀基礎、よう壁、土間等の**工作物は全て撤去**してください。
- ※ 止水栓、メーター等、樹木等は事前に敷地内への移設または撤去してください。
- ※ 後退部分において、**計画及び既設のガス・水道の供給管・排水管等設備管の深さが道路面よりも70cm以上深いか**確認し、浅い場合は切り回す等深くする処理をしてください。道路管理上事故発生の原因になるため**浅い場合は着工延期または工事中止**となります。なお、汚水柵を新設される場合は道路の高さを考慮の上、後退部分に設置してください。
- ※ 敷地のレベルが高すぎたり、低すぎたりして拡幅後の道路と敷地に著しい段差が生じるケースがあります。設計・施工にあたっては十分注意して下さい。原則、レベルについての立ち合いはいたしません。
- ※ 新たにガス、水道、下水施設整備等の為、道路を掘削した場合、区の整備工事前に本復旧まで終わらせておいてください。
- ※ 敷地分割がなされている場合、原則として、分割前の敷地全体を同時に施工することとしております。区が行う拡幅工事の都合により外構着手が先行する場合は、書類提出後に後退部分との高さの取り合いについて打ち合わせいたします。一体的な工事の施工による工事・測量に係る経費の効率化、近隣への配慮、及び現場の仕上り等のため、ご協力をお願いします。
- ※ 後退用地付近にある**電柱・街路灯及び道路標識等**は、それぞれの管理所管と調整の上、拡幅整備工事に合わせて**真後ろ（後退方向）に移設**します。隅切付近については、隅切を外した場所へ移設します。建築計画等の都合により任意の位置へ移設を望まれる場合は、建築主等からの移設依頼になるため、管理所管へ直接お問い合わせ下さい。
建築主及び土地所有者が電柱等の移設を希望されない場合、区の拡幅工事はできません。
- ※ **後退後の道路形態は、既存道路の勾配などにより、整備内容が異なります。整備後の構造などご希望に添えない場合があります。**
- ※ 助成金、奨励金の交付を受けた場合は、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは、最寄の税務署にお問い合わせください。